○○保育室運営規程（小規模保育事業用）

　（事業所の名称等）

第１条　（設置者（法人名又は個人名）を記載）が設置する小規模保育事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

⑴　名　称　　○○保育室

　⑵　所在地　　京都市△△区・・・・・

 （小規模保育事業の類型）

第２条　○○保育室（以下「当室」という。）は、「京都市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」第１６条において引用する「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」第３章第２節に規定する小規模保育事業Ａ型の基準に基づき運営を行う。

***Ｂ型の場合は「第３節」、Ｃ型の場合は「第４節」に変更して下さい。***

　（施設の目的及び運営方針）

第３条　当室は、保育を必要とする乳児及び幼児を日々受け入れ、保育事業を行うことを目的とする。

２　当室は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めるものとする。

３　当室は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行うものとする。

４　当室は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めるものとする。

５　当室は、「京都市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」その他関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。

　（利用定員）

第４条　当室の利用定員は、次のとおりとする。

　⑴　子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第１９条第３号の子ども（保育を必要とする３歳未満児。以下「３号認定子ども」という。）のうち、満１歳以上の子ども　　○○人

　⑵　３号認定子どものうち、満１歳未満の子ども　　○○人

　（提供する保育等の内容）

第５条　当室は、保育所保育指針に基づき、以下に掲げる保育その他の便宜の提供を行う。

1. 特定地域型保育（法第２９条第１項に規定する特定地域型保育をいう。以下同じ。）

給付認定を受けた保護者（以下「給付認定保護者」という。）に対し、当該給付認定における保育必要量（法第２０条第３項に規定する保育必要量をいう。以下同じ。）の範囲内において保育を提供する。

1. 時間外保育

　やむを得ない理由により、給付認定における保育必要量の範囲を超えて保育を必要とする場合は、当該給付認定に係る園児に対し、第８条に規定する時間の範囲内において、法第５９条第２号に規定する時間外保育を提供する。

　⑶　食事の提供

　⑷　その他保育に係る行事等

　　　　※　近隣に保育所等がなく、当初から３歳以上児の受入れが想定される山間部等の事業所については、特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を提供する旨を記載する。

　（職員の職種、員数及び職務の内容）

第６条　保育の実施に当たり配置する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

1. 管理者　１名（常勤専従）

管理者は、職員及び業務を一元的に管理し、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに、園児を全体的に把握し、園務をつかさどる。

1. 保育士　○○名以上（常勤換算後）

　　　保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。

1. 保育従事者　○○名以上（常勤換算後）

　　　保育士を補助する。保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。

　⑷　調理員　○名以上（非常勤職員）

　　　献立を作成し、給食及びおやつを調理する。

　（保育を提供する日）

第７条　保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、年末年始（１２月２９日から１月３日）及び祝祭日を除く。

　（保育を提供する時間）

第８条　保育を提供する時間は、次のとおりとする。

　⑴　保育標準時間認定に係る保育時間

　　　７時から１８時までの範囲内で、給付認定保護者が保育を必要とする時間とする。

　　　なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、１８時から１９時までの範囲内で、時間外保育を提供する。

　⑵　保育短時間認定に係る保育時間

　　　９時から１７時までの範囲内で、給付認定保護者が保育を必要とする時間とする。

　　　なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、７時から９時まで及び１７時から１９時までの範囲内で、時間外保育を提供する。

　　（利用者負担その他の費用の種類）

第９条　当室の特定地域型保育を利用した給付認定保護者は、その給付認定を行った市町村が定める利用者負担金（保育料）を当室に支払うものとする。

２　当室は、給付認定申請から認定の効力が発生する日までの間において、災害等の緊急その他やむを得ない理由等により保育を提供し、法定代理受領を受けないときは、当該保護者から特定地域型保育費用基準額（「京都市子ども・子育て支援法施行条例」第８条において引用する「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成２６年内閣省令第３９号）第４３条第２項に規定する特定地域型保育費用基準額をいう。）の支払を受けるものとする。この場合、当該保護者が適切に教育・保育給付を受けられるよう、特定地域型保育提供証明書の交付その他必要な措置を講じるものとする。

３　当室は、前二項の支払を受けるほか、保育の提供における便宜に要する費用のうち、別表に掲げる費用の支払を受けるものとする。

　（利用の開始に関する事項）

第１０条　当室は、市町村から特定地域型保育の実施について要請を受けたときは、次に掲げる場合を除き、これに応じるものとする。

　⑴　利用要請があった３号認定子どもの数及び当室を現に利用している園児の総数が、利用定員の総数を上回る場合

　⑵　当室の現員からは利用申込に応じきれない場合

　⑶　当室の設備基準からは利用申込に応じきれない場合

　⑷　その他児童の受入れに当たり自ら適切な特定地域型保育を提供することが困難な場合

２　当室は、特定地域型保育の提供開始に際し、あらかじめ、利用申込を行った給付認定保護者に対し、当該運営規程の概要、職員の勤務体制その他事業者の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について同意を得るものとする。

　（利用の終了に関する事項）

第１１条　当室は、以下の場合には特定地域型保育の提供を終了するものとする。

　⑴　園児が法第１９条第１項第２号の子ども（保育を必要とする３歳以上の小学校就学前子ども。以下「２号認定子ども」という。）となったとき（ただし、２号認定子どもとなった年度の３月３１日までは保育を提供する。）

　⑵　給付認定保護者が、法に定める給付要件に該当しなくなったとき

　⑶　その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

　（連携施設）

第１２条　当室は、特定地域型保育を適正に実施し、かつ継続的に提供できるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う教育・保育施設を確保するものとする。

　⑴　特定地域型保育の提供を受けている給付認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な相談、助言その他の保育の内容に関する支援

　⑵　代替保育（当室の職員の病気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、当室に代わって提供する保育をいう。）の提供

　⑶　当室における特定地域型保育の提供終了に際しての当該児童の継続的な受入

（緊急時における対応方法）

第１３条　当室の職員は、保育の提供時に、園児に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに嘱託医又は園児の主治の医師に連絡する等、必要な措置を講じるものとする。

２　保育の提供により事故が発生した場合は、京都市、給付認定を行った市町村及び園児の保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

３　当室は、事故の状況や事故に際して採った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。

４　園児に対する保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

　（非常災害対策）

第１４条　非常災害に備えて、消防計画等を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、少なくとも毎月１回以上、避難及び消火に係る訓練を実施するものとする。

　（虐待の防止のための措置）

第１５条　当室は、園児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとする。

　（記録の整備）

第１６条　当室は、保育の提供に関する以下に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存するものとする。

　⑴　保育の実施に当たっての計画

　⑵　提供した保育に係る提供記録

　⑶　特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成２６年内閣府令第３９号）第５０条において準用する同第１９条に規定する市町村への通知に係る記録

　⑷　保護者からの苦情の内容等の記録

　⑸　事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

　（その他運営に関する重要事項）

***必要に応じて、記載して下さい。***

第１７条

附　則

　この規程は、令和●年●月●日から施行する。

別表

１　特定地域型保育の提供に要する利用者負担金（上乗せ徴収分、実費分）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 内容、負担を求める理由及び目的 | 金額 |
| ○○に係る費用 |  | 月額　　　　　　　円 |
| △△保険料 |  | 月額　　　　　　　円 |
| □□費 |  | 年額　　　　　　　円 |
| 給食費 | ３歳児クラス以上の２号認定こどもに提供する食材料費 | 月額　　　　　　　円（主食費　　　　　円副食費　　　　　円） |
| 遠足に係る交通費 | 公共交通機関（地下鉄、バス等）その他移動手段に要する経費 | 実際に要した経費（実費） |

* 上記は前年度の費用を元に算出した金額であり、実際に要した費用の徴収につき、年度途中での金額の変更がありうる。金額の変更となった場合は、年度末の精算により、返還または追徴することがある。この場合、保護者に算出の内訳を示したうえで実施するものとする。

＜例＞

・○○行事に係る費用

２　時間外保育に係る利用者負担金

以下は、記載例

以下の利用時間で設定している事業所を想定した場合。

　・開所時間：７時～１９時（１２時間）

　・標準時間の方が利用できる保育時間：７時～１８時（１１時間）

　・短時間認定の方が利用できる保育時間：８時半～１６時半（８時間）

* （参考）京都市時間外（延長）保育事業実施要綱
1. 保育標準時間認定に係る時間外保育料

　　　月額　　２，２００円

1. 保育短時間認定に係る時間外保育料

　　　　延長保育を利用する旨を当園との間であらかじめ取り交わした方については、１

日当たりの利用時間に応じ、以下の料金とする。

　　　　１日当たりの利用時間が

* 1. １時間までの場合　　　　　　　→　月額２，２００円
	2. １時間を超え２時間までの場合　→　月額４，４００円

　　　③　 ２時間を超える場合　　　　　　→　月額６，６００円

　※　時間外保育料については、月額の設定ではなく、以下の例のとおり１回当たりの利用料設定とすることも可能です（この場合、各事業所の設定した保育短時間認定に係る利用可能時間帯等を踏まえ、時間外保育料を設定してください）。

　　ア　７時から９時まで利用した場合　　１回あたり　○○円

　　イ　１７時から１９時まで利用した場合　　１回あたり　○○円

　　　注：　同じ日に、アの時間帯（７時から９時まで）とイの時間帯（１７時から１９時まで）を共に利用した場合については、それぞれの時間外保育料の支払いを受けるものとする。

３　時間外保育を契約していない場合にやむを得ず延長した時間に関する利用者負担金

（記載例の前提）

・園の設定する保育標準時間帯内では、徴収不可。（時間外保育事業を実施する園において、短時間

認定こどもについては、園の設定する保育短時間帯内は原則徴収しないこと。時間外保育の扶助対

象であり、保護者負担のため公費が優先されることを原則としている。）。

・時間外保育事業を実施する施設については、状態の継続が見込まれた場合は、時間外保育の利用を

促すことを原則とする

以下は、記載例

時間外保育を契約していない場合、やむを得ず７時～１８時の保育標準時間を超える時間　３０分あたり５００円

４　○○○

　　○○○

※　当室は、上記費用の支払を受けた場合は、領収証を交付する。